

## 海外安全対策情報 令和6年下半期（2024年7月～12月）

### 1. 治安情勢・一般犯罪の傾向

シンガポール警察の発表によれば、2024年7月から12月の間にオンラインを主体とした詐欺（Scam）、痴漢・盗撮等の女性が被害者となる犯罪のほか、外国人による空き巣等の住宅侵入窃盗、万引き、飲酒の場における暴行・傷害、さらには違法薬物の使用・販売などの犯罪等が発生しています。また、件数は極めて少ないものの殺人などの凶悪犯罪の発生も見られます。

- 詐欺（Scam）については、引き続き様々な手口により被害が増大しており、シンガポール警察がその対応を行っています。昨年は、在留邦人の方にも、MOM（人材開発省）やICA（入国管理局）などの政府機関を名乗る者からのWhatsAppのビデオ電話などを通じた、ビザ等に関する支払い督促があり、特定の口座へのスマートフォンから送金を求める詐欺の被害が見受けられました。翻訳アプリを使用して日本語でメッセージを送信して来るケースもあります。政府機関がビザやパスポート等に関して特定の口座に送金を求めてくることは絶対にありませんので、そのような内容は全て詐欺だという認識のもと、まともに取り合わないようにしてください。また、趣味やサークル活動でオンラインを通じて知り合った人から投資などを持ちかけられ、詐欺の被害に遭われた方もいます。詐欺被害に遭わないようにするために、シンガポール警察のホームページ（<https://www.police.gov.sg>）や Scam Alert（<https://scamalert.sg>）に掲載されている、最近発生した詐欺の手口や対応策などの注意喚起情報をご参照ください。また、被害に遭わないためには、知らない番号からの電話のみならず、全然身に覚えのない人からのWhatsApp ビデオ電話、ショートメッセージにも注意してください。一般的な電話に出た際に自動音声アナウンスが流れるタイプは詐欺電話ですが、最近は、ビデオ通話で、例えば警察官の制服姿や偽の警察手帳などを見せ、警察だと信じ込ませる手口も流行しています。これら詐欺グループは、シンガポール国外に拠点を置いていることが大半で、一旦詐欺に遭ってしまうと被害金の回復は極めて困難です。
- 痴漢や盗撮の件数が増えています。発生場所は、MRT 駅や路上、スーパーマーケット等の公共の場に加えて、HDB のエレベーターなどでも発生していると報告されています。また、路上で小中学生が痴漢に遭うなどといった被害も報告されていますので外出時にはご注意ください。
- 他国からの旅行客増加に伴い、空港や主要な観光地における置き引き被害も増加しています。短時間、その場を離れる場合でも貴重品は肌身離さず携行するという基本を徹底してください。
- 地域によっては、違法薬物乱用による治安の悪化が懸念されています。シンガ

ポール警察による継続的な取り締まりにもかかわらず、ゲイラン地区などのいわゆる歓楽街と言われる地域では引き続き違法薬物の売買や売春行為などが行われています。これら地域への夜間の立ち入りはできるだけ避けるようにしてください。

## 2. 殺人、強盗等凶悪犯罪について

殺人や強盗については、件数は決して多くはないですが発生しています。

殺人については総体的に長年の怨恨が動機となった顔見知り同士の発生が多いのが特徴です。その一方で、路上強盗については夜間の繁華街などで見知らぬ者による犯行が大部分を占めています。夜間帯の繁華街への外出は極力避けるようにし、また、外出する際には周囲に対する警戒を怠ることなく、複数人で行動するよう心がけてください。

## 3. 誘拐・脅迫事件発生状況

邦人が誘拐・脅迫事件に巻き込まれたとの被害は報告されていません。

しかし、シンガポール人が求人広告に騙されて応募したところ、海外へ連れて行かれて監禁されたうえ、詐欺グループのアポ電話などの手伝いをさせられたなどの事件が報告されています。個人の SMS や WhatsApp などに直接送られてくる求人広告には絶対に応じないようにしてください。

## 4. テロ・爆弾テロ事件発生状況

テロ・爆弾事件の発生はありません。しかしながら、2024年5月には隣接するマレーシア・ジョホール州で、過激化した若者による警察署襲撃テロ事件が発生しました。これを受けて、シンガポール内務省は「シンガポールには依然としてテロの脅威が存在する」として引き続き警戒するよう呼びかけています。

※ シンガポールは安全な国ですが、犯罪がないわけではありません。次の「基本的な防犯対策」をしっかりと守り、犯罪に巻き込まれないように気をつけてください。

### 【基本的な防犯対策】

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ○自分の身は自分で守る意識を持つ   | ○夜間の一人歩きは避ける      |
| ○外出時は周囲への警戒を怠らない   | ○持ち物は身体から離さない     |
| ○危ないと言われる場所には近づかない | ○危険を感じたら大声で助けを呼ぶ  |
| ○個人情報情報を他人に漏らさない   | ○おかしいと思ったら警察に相談する |
| ○うまい話（誘い話）には乗らない   | ○自宅・車などは確実に施錠する   |

### ○シンガポール国内緊急電話番号

警察 999

消防／救急 995

## 5. 加害者とならないための注意事項

### ○ 痴漢、盗撮を含む性犯罪について

当地では、痴漢や盗撮を含む性犯罪に対する刑罰が非常に重く、パスポートを取り上げられ、拘束されたうえで刑事裁判となり、実刑を受ける可能性がありますので、これらの行為、或いはその疑念をいだかれるような行為は絶対に行わないように注意してください。当地では、性犯罪については初犯であっても実刑に処されることがあります。また、性犯罪は懲役、罰金のほかにむち打ち刑の対象で外国人であってもむち打ち刑に処される可能性があります。

### ○ 薬物関係について

違法薬物は依然として死刑対象となっているほど当地では重罪とされています。地域によっては未だに違法薬物が氾濫している場所もあるので夜間などそのような噂のある場所に近づかないようにしてください。また、入国前に見知らぬ人から報酬を約束され、荷物の運搬を依頼され、その荷物の中に違法薬物が入っていたというケースがあります。このような場合、あなた自身が身の潔白を証明できない限り、身に覚えがなくとも所持している事実から有罪となってしまいます。そのような不審な依頼は絶対に受けないようにしてください。

### ○ 万引について

当地では万引きは屋内窃盗として重い罪と見なされています。当地は物価が高いことから、旅行者などが軽はずみに万引きをしてしまい、起訴されてしまうというケースが散見されます。そうなれば最終的に懲役刑が科されることもありますので安易な行為については厳に慎むようにしてください。

### ○ 公共物破壊（汚損）について

故意に公共物を破壊したり、公共物に落書きなどをした場合、公共物破壊（汚損）罪（日本でいうところの器物損壊罪）が成立してしまいます。これについても当地では比較的重い罪と見なされており、初犯であっても実刑に処される場合があります。

### ○ 公共の場における飲酒について

当地では、午後10時30分から午前7時00分までの公共の場における飲酒は、一部の特別許可を受けたレストラン等を除いて禁止されています。これに違反した場合は罰金が科されますが、通常、これに伴い公共の場で大声を出したり、通行人とトラブルになり、暴行を加えたなど他の犯罪行為も併発することがあり、罰金のみでは済まない事態に陥るケースが散見されています。公共の場での飲酒については時間を守り、トラブルの未然防止に配慮してください。